

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第44条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節第1款から第4款まで」に改める。

第46条第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。